

令和7年 第3回 政治倫理審査会 会議録

日 時：令和7年9月10日（水） 16時20分～17時40分

場 所：役場3階 全員協議会室

参加者：柿沼英己委員長、金子浩二副委員長、橋本和之委員、酒巻広明委員、大澤成樹委員、原口剛委員、橋本博之委員、茂木琴絵委員、下山議会事務局長

1. 開 会

○下山局長 それでは、ただ今から第3回千代田町議会議員政治倫理審査会を始めさせていただきます。初めに、委員長からご挨拶をいただきたいと思います。

2. 挨 捶

○柿沼委員長 委員の皆様におかれましては、特別委員会終了後、お疲れのところ政治倫理審査会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の会議ですが、前回の審査会において委員からご指摘のありました審査請求書の内容の不備等について、事務局を通じて審査請求代表者に対応を依頼しまして、今般、審査請求書が再度提出されましたので、改めて審査請求書の内容をご確認いただき、審査請求の適宜及び今後の会議の進め方についてご協議をいただきたいと思います。皆様の協力をいただきましてこの会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げ、挨拶といたします。

○下山局長 ありがとうございました。これから協議事項につきましては、柿沼委員長を座長に進行お願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

3. 議 事

○柿沼委員長 それでは、暫時座長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。前回の会議で確認しました通り、要綱第6条第4項において本審査会の会議は公開するものと規定されておりますので、本日の会議については公開することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○柿沼委員長 ご異議がないので、本日の会議については公開といたします。

(1) 審査請求の内容について

○柿沼委員長 それでは、議事(1)審査請求の内容についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。事務局長。

○下山局長 それでは、資料をご覧いただきたいと思います。こちらが、改めて提出された審査請求書になります。修正点に関しては、署名簿の日付の部分が前回指摘がありましたので、元々提出されていた署名簿を修正する形で誤字の修正と、それから日付を各署名者の直筆で日付を入れていただいて、なおかつ不要部分を取り消しと訂正をしていただいた内容となっております。それ以外の部分に関しては、前回に提出された内容となっておりますので、ご確認いただきまして、ご協議いただければと思います。よろしくお願ひします。

○柿沼委員長 ご指摘いただいた点について訂正の上、再度提出されて、事務局の方に提出したということあります。説明のとおり、このようになっております。これについて質疑がありましたらお願ひします。原口委員。

○原口委員 まず、資料を見ますと、2ページ目になるんですが、5番の添付資料の(3)「署名対象議員の政治倫理基準に違反しているに疑うに足りる事実を称する資料」というのがないんですけど、これはどうなってるのかと、あと署名簿の中の2番で、「千代田議会議員政治倫理要綱第2条の2」ってあるんですけど、ここも違うと思うんですよね。もしこのままやるんでしたら、もうこれが公表されるわけですから、委員長、説明しなくてはいけない状態になるかと思うんですけど、その訂正とかも必要になるかと思います。

○柿沼委員長 3番の「違反していると疑うに足る事実の概要」、証拠説明書の中にあるわけなんですが、これで足らないっていう認識ですか。

○原口委員 3番なってるんで、どこが、3で謳ってますから。添付資料ですよね。添付資料(1)が証拠説明書、(2)が署名簿で、(3)が審査対象議員なので、添付資料って添付されてなければいけないわけですよね。

○下山局長 (3)の資料に関しては別途添付されているチラシになります。

○柿沼委員長 これ一式のように見えるけど、添付資料っていうことでなってるそうです。よろしいですか。

○原口委員 名簿の2番、「千代田町議会議員政治倫理要綱第2条の2」っていうところが違うかと思うんですよ。

○柿沼委員長 これは3条の1号か。これ修正なってないね。署名簿の上の方、2番、2条じゃなくて、これ前回訂正したよね、3条の1号っていうんで、これ直ってなかったんだ。これを3条の1に書いてなかったんだよな。これはどうしますか。これについてどうしたらよろしいでしょうか。

○大澤委員 提出者に変えてもらう以外ないですよね。

○柿沼委員長 そうですよね。では、面倒なんですけど、提出者に差し戻して、署名の方も了解っていうようなことで、これを直してもらうしかないですね。3条の1で、皆さん納得の上でやったんだけど、これ、前のは直ってなかった。では面倒なんんですけども、再度不備があるということで差し戻して、訂正でやってもらうしかないですよね。ちょっとミスというしかないんで、そうすれば、これは直した上でまた会議開くというしかないと思うんですけど、それでよろしいですか。

○大澤委員 まだそこに畠中議員いらっしゃらないですかね。休憩にして、提出書類の確認をしていただいて、修正する部分修正して、修正をして提出できるんであれば、直ちに暫時休憩でもいいですけど。

○柿沼委員長 じゃあ暫時休憩します。どうぞ。

○金子副委員長 その他にもなんか原口委員が指摘する場所があれば、どうせなら。

○原口委員 いや、私が指摘するんじゃなく、皆さん署名したんですから、署名した人が確認するのが普通ですよ。私が署名指摘するのは異常ですよ。証明するっていうのはそこまで責任を持っていることですよ。署名した人がちゃんと見て、不備がないから署名するんですよ、普通。署名した人がわからなくて、じゃあ第三者に確認してくださいって言えば、それはちょっとおかしいですよ。

○茂木委員 確かに原口委員のおっしゃる通りなんですが、3枚書きまして、書き直して、皆さんも、多分署名なさった方は、この紙だけではなくて修正した案の方のあと2枚の方にも書いているので、ちょっとこの部分に関しては非常に申し訳なかったと思うんですが、この件に関しては、先ほども大澤委員もおっしゃってたように、もしいらっしゃるのであればすぐに訂正をしてあげていただくような形になればいいのかなと思いますので、そのようにしていただければと、休憩を取っていただいて、そのようにしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○柿沼委員長 では、暫時休憩します。じゃあ連絡取ってもらえますか。

(暫時休憩)

○柿沼委員長 畠中議員がいましたので、このところを、署名した議員とともに再度確認して、違反していると疑う政治倫理基準を第3条の1号ということで、署名した議員が確認した上で見守りました。この書類を一応回します。いいですか。どうぞ。何かあれですか。

○原口委員 署名簿の皆さんがあなたが署名した年月日の署名年月日が「著名年月日」になってるんですよ。

○大澤委員 もしあれだったら、ちょっと、畠中議員さんがいるんであれば、ちょっと修正をかけても。暫時休憩でいいんじゃないですか。

○橋本和之委員 これ、畠中議員は傍聴席には来れないんですかね。

○柿沼委員長 とりあえず、来れないですね。来れないんだ。関係者になっちゃうんで。

○茂木委員 直ちに修正してもらうために暫時休憩お願いします。

○柿沼委員長 では休憩いたします。ここでしょ。「著名」、署名じゃなくて「著名」になっちゃったの。

○大澤委員 結構なんですが、署名してないからっていうわけでもないんですが、ちょっと一通り見ていただいて、不備のない形で上程してもらえると次がいいかなと思います。

○橋本和之委員 難しいんだけど。見たんだけどね。

○柿沼委員長 では、暫時休憩して大至急お願いします。

(暫時休憩)

○柿沼委員長 再提出ということで、休憩を閉じて再開いたします。大変お待たせいたしました。再度署名していただいて、修正箇所が、「著名」のところを「署名」で直します。それともう1点なんですけども、「千代田町議会広報編集委員会」、ここも訂正入れてあります。

○原口委員 またあるんですけど。この署名簿の3番の「違反して」じゃなくて、黒点のところの「議員個人が発行した広報誌」の「誌」が日誌の「誌」となってて、証拠説明書の4番の文書概要の「議会紙」の「紙」が「紙」なんですよ。多分、「広報紙」、広報編集委員会では「紙」の方を確か使ってたと思うんですよ。その整合性っていうか、ほんと表現も「議会紙」じゃなくて「広報紙」の方が文言は統一できるかと思うんですよ。

○金子副委員長 これはどっちの意味。同じ意味なんですよ。

○柿沼委員長 内容的には。

○茂木委員 先ほどのお話なんですが、こちらにある、先ほど控え室の方でもお話を出たんですが、こ

の「広報誌」に関しては、議員個人が発刊した「広報誌」なので、広報委員会から出ている「広報紙」を指しているわけではないので、どちらかというと「チラシ」という方のイメージの方が強いのかなという気がします。3か所多分あったと思うのですが、3のところですね、「個人が発刊した広報誌」がまず1つ。それと、次にあるのが、その4のポッチのところですね、4の点のところの黒丸のところの、やはり同じですね、「議員個人が発刊した広報誌に対し」というものの、もう1つ下の行の「対応を行わないまま広報誌を配布し続けていた件」という、その3か所。多分ご指摘だと思うのですが、この件は、先ほどもお話ししたように、審査請求書の方の一番最初の方に「当該チラシ」ということになっていまして、これは「広報誌」ではなくて、まあ修正をかけるのであれば、「チラシ」という形で3か所を修正かけるということなんですが、もし今この状態で、皆さん見やすくはないと思うんですね。修正がかかりすぎているので見やすくはないと思うので、別添付ということで、第4号の部分だけを添付して、そちらの方にもう1枚はちゃんと、ちゃんとっていうか、修正箇所を修正したものがございますので、それでいいのかどうか、もしくは全て3か所を、一番最初の審査請求書と同じように、「当該チラシ」と書いてあるように、片仮名で「チラシ」と修正するのかどうか、こちらになってくるのかなっていう気がします。なので、「紙」か雑誌の「誌」かではなく、「広報誌」自体を修正して、「チラシ」というふうに修正するべきなのかなとも思います。

○柿沼委員長 今、茂木議員から、「広報誌」ではなく「チラシ」という方がいいんじゃないいか、また、原口委員の方からは、「広報誌」を「紙」の方にすべきではないかという2案が出たんですけど。

○下山局長 今、整合性云々という話が出ましたので、整合性を気にされるようであれば、この署名簿の3番の「違反していると疑うに足る事実の概要」、それから4番の「上記事実が政治倫理基準違反であると疑う理由」、これに関しては、資料1枚目の審査請求書の3番と4番と同じ項目ですので、これに全文を差し替えて訂正していただくのがよろしいかと思います。付け加えまして、審査請求書の3番、4番に関しては、最初の段階で内容が不足しているということで指摘を受けて訂正した内容ですので、これに合わせて署名簿の内容も修正するのがよろしいのかと思います。

○柿沼委員長 そうしますと、どのように取り計らったらよろしいでしょうか。ご意見ありますか。

○金子副委員長 だからさ、署名簿のこここの部分はいらないんじゃないんかな。

○柿沼委員長 もうね、前段で言ってやるわけだからね。

○金子副委員長 だから、もうここにも書いてあるんだから、こここの部分はもういらないんじゃないんかな。

○柿沼委員長 だって、繰り返し言ってるもんね。審査請求書の最初のところで1、2、3ともう入れてあるわけだから、また改めて署名の前に、前段でこれを入れなくてもいいんじゃない、同じことを繰り返して書いちゃってるわけだから。どうなんですかね。1番から4番まで、これを前段のところでも

う言ってあるわけだから、署名のところでこれはいらないんじゃないかっていう意見が出たんですけど、どうですかね、局長、どうですか。これは削除しても問題ないですかね。署名の前に1番から4番まで書いてあるわけなんんですけども。審査請求書の最初に1、2、3って、もう入れちゃう。

○下山局長 この署名簿の様式の「署名簿」のタイトルの下に、「千代田町議会議員政治倫理要綱第4条に規定に基づく下記の審査請求の趣旨に賛同し署名します」とあります。「下記」の審査請求の内容は、当然、下記に書かれていなくてはならないので、省略はできないと思います。もしくは、この書式を改める必要があるかと思います。例えば、その添付で、審査請求書の写しを付けて、別件審査請求書の写しの通りとかに直すのであれば、この1から4の本文は削除もできるかと思います。それには、当然、今の「下記の審査請求」の部分をさらに修正する必要があろうかと思います。

○柿沼委員長 そうか。でもちょっと汚くなっちゃうんだけども、「広報誌」のところの、これを「広報誌」よりも「チラシ」の方がいいかな。「チラシ」のがいいですよね。請求書の最初の方が「チラシ」って入ってるしね。その整合性とる意味でも。

○原口委員 審査請求書の3番と4番が署名簿の3番、4番とイコールにならないといけないですよというアドバイスをもらったんで。請求書の3番、4番を署名簿の3番、4番に転記していかないと整合性が取れないんですよ。局長が言う通り、その方がごもっともな内容になるわけですよね。「広報誌」の「誌」を「紙」にするとか「チラシ」にするんではなくて、請求書の内容と署名簿の内容がイコールではなくなってしまってるので、イコールにして初めてこう書面として整うんで。そこからこのメンバーで大谷さんが出したチラシが、畠中議員が請求した請求書の内容がどうなのかっていう審査が始まるわけですから、そこを直していただいた上で、内容に踏み込んでいく形になるかと思うんですよ。

○柿沼委員長 3番、4番、どういうふうにやっていく。

○金子副委員長 下の全てをとっても問題ないんですか、これ。

○原口委員 もう1回これちゃんと出し直して、日程を再度組み直した方がいいんじゃないですか。このまんまとついても時間の無駄だと思うんですよ。畠中議員にその趣旨をちゃんと説明して、委員長から書き直して再提出してもらった方が、私はその次からスムーズにいくかと思います。

○茂木委員 ではその場合、今この場で皆さんご確認いただいたと思うんですけど、私も署名した議員の方も7月16日に署名をしています。ただ今の状態だと公開になった時に非常に見づらいですし、修正があまりにも多すぎるということで、もしこれに先ほど局長がお話しくださった修正をかけたとしても、またここで修正印が多くなることになります。その場合、ちょっと耳が悪いので言葉悪いんですけど、見にくいでしょ形も悪いので、これを一度この署名の部分だけを、先ほど局長がおっしゃったように一番最初の審査請求書の1番から4番までを付けた状態で署名簿をもう1回作り直して、署名した議員が7月16日付で日付を署名していいかどうかを皆さんで審議していただきたいんですよ。これをもう一度や

り直すとなるとこの紙を使わなければいけなくなるので、これにまた付ける状態になります。ただ皆さんご存知のように7月16日から3ヶ月という時間が限られているので、今の状態でこれを進めていくにはなかなか難しいものがあります。というのも、要するに見づらいものをもう一度再度添付し直すのか、もしくは、変な話ですけど一旦この審議会を解散してもう一度再度新しい状態で出すのか、それを確認しないといけないのですが、私はこの委員会をこのままの状態にした方が私はいいとは思うんですね。その際、先ほどもお話したように、署名年月日について、前回もお話ししましたが、明日もし修正するにしても7月16日ではないですが、7月16日と書くことになりますが、それ皆さんご了解していただけるのでしょうか。

○柿沼委員長 原口委員。

○原口委員 2回目の提出してもらった時は7月16日で書かれてましたよね。なんで、第1回目の時の議事録を見て、どう皆さんがそこオッケーしたのかどうかを。そこでちゃんとオッケーしてるんであれば同じですよね。7月16日以外で書いてるんだから、茂木さんが言ったやつは私は可能じゃないかなって思うんですよ。だから、1回目の議事録で、2回目の提出した時も7月16日で返ってきたわけですね、日付が。その時に1回目の会議の中でどういう発言されてるのか。いや、大丈夫だよっていうんであれば、7月16日の日付で出しても大丈夫じゃないかなとは個人的には思ってます。2回目も3回目も同じだからと私は思うんですけど、それはあくまでも私個人の意見ですから、それは。あとは局長が法的に問題ありませんとか、いやダメですよっていうんであればダメになっちゃうし、1回目の会議でどう決まったかを確認してからの方がいいんじゃないかなと思います。

○柿沼委員長 見づらいんですけども。訂正印で済む話なんで、また見づらくなりますけど、「広報誌」のところを「チラシ」と入れて再度提出っていう形で会議を進めた方が逆に筋が通ると思うんですよね。見づらくなっちゃうんですけど、ご指摘いただいた「広報誌」じゃなくて「チラシ」という形で直した形で再度提出っていうことによろしいでしょうか。

○原口委員 そこの「チラシ」とか「広報誌」の問題ではなくて、審査請求書の1、2、3、4と署名簿の1、2、3、4が整合性が取れてないとダメですよって局長からアドバイスをもらったんですよ。確かにそうなんですよ。署名簿の方の文言を読みますと、「署名簿 千代田町議会議員政治倫理第4条の規定に基づく下記の審査請求の趣旨に賛同し署名します」って書いてあるんですから、下記の審査請求書の趣旨が、3番と4番が請求書と違うんですよ、内容が。委員長、わかります。1番、2番は合ってるんですよ。3番、4番が2回目の時に加筆されて、この内容じゃなくなってるんですよ。なんで局長が、そこを合わせないとダメですよってせっかくアドバイスをいただいたんで、どうせ直すんであればちゃんと請求書の1番から4番までの内容に直してやった方がいいですよっていうアドバイスをもらったのに、そこを無視して違うやつでやったら公開した時に指摘されますよ。それは委員長が説明するわけですよ。

○柿沼委員長 3、請求書のところの3番と4番が、こっちがまた違うってこと。

○原口委員 内容は違いますよね。

○金子副委員長 1回局長からアドバイスもらって、それを無視して。

○柿沼委員長 いやいや、無視はしていないんですけど。

○橋本和之委員 さっき茂木さんの話だと、1回だからここじゃなくて別日を設けるような多分話だったかなとは思うんですよ。この第4号様式をもう1回改めますよという。そこで、日付が7月16で許してくれるんであればっていう話だったと思うんだけど、それは1回そういうことでやってるので、私は許せると思う。それは、原口さんも多分そういう風に言ってるんだと思うので、確かに訂正印ばっかりだから変えちゃっていいと思うんですよね。変え方が2つあって、1つがさっき原口さんがずっと言つてるように、最初の1番からこの審査請求書のところに丸々合わせて、それこそコピペでいいと思うんですけど、ばさって合わせちゃうやり方と、委員長が言ってた第4号の様式を思いっきり、さっきの署名簿の下の文字なんかもなくしちゃって署名簿ってだけにしちゃって署名するだけのが、もしかしたら文字数が少ないんで間違いが、これごと消しちゃう、署名簿だけにしちゃう、ここ、第4号様式のところ、第4号なんか作んないで、もう署名簿って言っちゃって、そしたら、間違いが少ないじゃないですか、文字が少なくなれば。そういうやり方もわかんない、通るかどうかわかんないんだ、これが、っていう風にしちゃうのも1つの手じゃないかなとは思いますけど。だから、そうすると、もうここの、今の第4号の様式はもう1回違うものにする。そのやり方がさっき2つあって、さっきの前段階のやつをそのまま持ってきて署名するか、もうそんなのいらねーっていうか、署名簿だけにしちゃえばいいかなっていう風に思いますけど。ちょっとこれが通る通らないがまたあると思うんだけど。

○柿沼委員長 いずれにしましても、ご指摘いただいた3番と4番、これが確かに、なんて言うんですか、審査請求書のところとニュアンスが違うんだよね。

○金子副委員長 もう結構かっこ悪いよ。これも見せるとなるとこれ出すから、変えていいってみんな思ってるんなら変えた方がいいと思う。もう1回これを書き直してもらって、ちゃんと間違いないことを証明するかは確認した上であげると。日程は再度委員長と局長で相談してもらってやるっていう形でもいいじゃないですか。

○下山局長 この署名簿の様式に関しては、政治倫理要綱の規定には様式の規定がありません。ですので、この様式で書いてくれというような指示の仕方ができません。逆に言うと、どんな様式でも構わないんですけども。それで、例えば委員長と事務局で相談して、これで出してくれと。それを出してもらって、またこの同じ審査をする形になるんですけど、これでまた書式に関して云々って話しになるとまた振り出しに戻ってしまいますので、どういう署名簿の書式で出してもらえば審査会として受けられるのかっていうのを、様式の定めがありませんので、逆に審査会としてこの書式で出してくれということを議論して指示していくのが一番よろしいんじゃないかなと思います。

○柿沼委員長 そうしますと、いずれにしても、局長から指摘された3番と4番を審査請求書に合わせる形で書き直すことですよね。

○茂木委員 先ほどのお話だと、まだ決まっていない、千代田町の方では決まっていないということですので、今の状態であれば、例えばですが一番最初の1行ですね、署名簿の下になります「千代田町議会議員政治倫理要綱第4条の規定に基づく審査請求の趣旨に賛同し署名します」ということで、「下記の」を除いてしまえば、その下の1から4までは全て消せるということになりますよね。

○原口委員 もうそこだけじゃないですし、署名簿だけでも。

○茂木委員 なので、一番最初の審査請求書の一番下のところに、5ということで添付資料としてあるのがこの「証拠説明書」、「署名簿」、そして「基準に違反していると足りる事実を称する資料」と書いてあるので、この部分を、皆さんによろしければ署名簿のみにするか、もしくはその1行だけで、下記の除いた1行だけを保存した状態でその下を全て取ってしまうかにするのが一番、先ほど橋本和之議員がおっしゃったように、綺麗にシンプルにいくのではないかと思います。確かに局長がおっしゃったように、この今の「下記の」がついている状態だと、3、4も全て整合性を持たせるのであれば、審査会のこの一番最初の請求書を全て添付しないといけなくなりますが、あくまでも署名簿は添付資料としての位置付けに今の状態だとなっていますので、この状態でするのであれば、一番最初の署名簿のところの下の部分を、皆さんさえよろしかったら全て消した状態で始めるというのでいいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○原口委員 足利市の政倫審の審査請求書を見ますと、署名簿だけなんですよ。署名簿の下の文字は省いてるんですよ。なんで、シンプルにして分かりやすくやってやるのが多分この政倫審の進め方じゃないかなと私は認識してたんですよ。あまりごちゃごちゃ書いてやると逆にこう紛らわしくなって。なので、私は署名簿だけで、あとは署名してる方が署名してあればいいと私は思います。

○柿沼委員長 では、その原口委員、茂木委員の形で言うと、その1から4は削除した形で、その「下記」をなくして、「基づく審査請求」と、全部なくしちゃうということで、署名簿だけということでよろしいでしょうか。では、一応、意思確認ということで、署名簿ということで、その上の、前段の文章を一切なくすということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○柿沼委員長 では、賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○柿沼委員長 挙手全員です。大変ちょっと不手際があって申し訳なかったんですけど、では署名簿ということにして、その前段の部分は全部削除ということで決定いたしました。事務局長、それでよろしいでしょうかね。

○下山局長 書式に関しては要綱上に定めがないので、現状の署名簿の内容からすると、「第4号様式（第4条関係）」、こちらも4号様式の定めはないので、これを削除して、「署名簿」のタイトルは残して、以下、本文のところは全て削って、その下の表のところは生かして書式を作るっていうようなイメージでよろしいでしょうか。では、そのように書式を作成して、審査請求者の方には改めて署名を作成していただくようにお願いしたいと思います。

○柿沼委員長 ありがとうございます。では、そのようにして、審査請求の書式、内容についてご了解いただいたということで、次に議論を進めたいと思います。大変時間かかるって申し訳ないです。あともう1点だけ話したいんですけども、この審査請求の適否について再度確認したいと思うんですけども、このまま会議を進めていいってよろしいでしょうか。次回は畠中議員からその審査請求の説明をしていただくという形なんんですけども、今後の会議の進め方として、まず、ああ、申し訳ないですね。まず、この書式を直したとして、これで受理ということでおよろしいでしょうか。

○橋本和之委員 今、この受理でいいですかっていうのは、さっきちょっとこのまま進めていいですかというかっていうのとちょっと違う気がするなって今思ってるんですけど。私はさっき、書式がこれでよければどうしますか、みたいのは、例えば署名のところかな。署名だけでいいって言えば別にいいよっていう風には手挙げたけど。なんか今更また蒸し返す。恐縮だけど、私はこの政倫審を立ち上げてるの賛成ではないですよ。だから、書式が通ったとしても、これ進めていいのって言わると、そこにはちょっと手が上げづらいので。ちょっと今、どっちの問い合わせたのかなって今思ったんですが。ただ、賛成多数で進めることはできるし、それは私も呼ばれてるので、それにはだから参加はしますけども、もしそれをそういうので問われるとすると、私はちょっと手が上がらないかもしれないと思ってます。

○柿沼委員長 では、書類については皆さんのご指摘を入れた形で直すということで、書類自体は受理ということでよろしいでしょうか。まだ直った形で来てないんですけど。

○大澤委員 この提出者に今ここで委員会で行われた話をお伝えして、提出者が訂正をしたものを見たメンバーが確認をして、それをまた委員会に持ってきててくれるんじゃないですか。そこで皆さんでこれでいいよということになったときが受理だと思いますので、今の内容を持ってもしあれば、委員長は次の委員会を直ちに明日の議運後に開催したいんだとか、明後日の最終日の後に開催したいんだとかっていうことで前に進めていった中で、畠中さんと大谷さんをお呼びする形かなと思います。

○柿沼委員長 申し訳ないです。勇み足でした。ではまたこの委員会で指摘された点を生かした形で再度提出していただいて、最終日でよろしいでしょうか。また集まるということで。

○金子副委員長 最終日何かあった。議運の後に何かあった。

○柿沼委員長 最終日全部終わった後、また集まるということでおろしいでしょうか。でも全員じゃないから明日は。明後日なら全員集まる。じゃあご足労願うしかないんで、申し訳ないですけど、明日でよろしいでしょうか。予定入れちゃった。じゃあ最終日にやりますんで、よろしくお願ひいたします。

○金子副委員長 じゃあ、それまでにまたサインをするってことですよね。サインはしないの。

○柿沼委員長 ここ修正かけばいいからもういいんじゃない。大丈夫だよ。

○金子副委員長 これを使うの、この紙を。さっきからこれ見づらいからやめた方がいいっていう話もあったのに、また訂正印が増えるってこと。ばってんを入れて。

○柿沼委員長 こう、ばってん入れて。

○金子副委員長 もう一度サインすればいいんじゃないの。名簿作って。

○茂木委員 何度も言いますが、7月16日に記入をしていますが、今記入することによって7月16日はなくなるので、だからそのことについては日付を入れない署名簿を作るというのも一案になります。だから、皆さんがこちらで今、日付を入れない状態で署名簿として、住所、名前、生年月日のみでよろしいのであれば、それもわかんないですけど、それでよろしいのであれば、何を書いて署名とするかというのが非常に難しいところがありますが、日にちを入れない状態のものでよろしいのであれば、それでいいのかなという気もしないでもないです。他の自治体がどうとかっていうのは、私は申し訳ないですが全く調べておりませんのでわかりませんが、そのようなものもあるのかなという気はしないでもないです。

○原口委員 署名簿なんで、署名されてる方の名簿だけなんですよ。そこの意味を理解すれば、何が必要かっていうのは導き出されると思うんですよ。なので、ほかの自治体がどうのこうのっていうよりも、署名簿という文字の意味合いをちゃんと理解してリストをつければ、私はそれが署名簿だと思います。どれが正解でどれが不正解でもないんですよ。そこだけは間違えないで、その文字の意味をよく理解されて作っていただきたいと思います。

○柿沼委員長 まあ、見づらくなっちゃうけどしょうがないじゃん。

○金子副委員長 それそれ。さっきから見づらいから変えた方がいいって言ってるから、名前とあれ書くだけでしょ。それでいいんじゃないの。住所と名前さんから署名っていうだけでやると、この枠を終わって、その中には日付っていうのを入れるか。いいんだよな。日付は別にここに。ここにもう日付入ってるもんね。審査請求書の頭のところに。だから、ここには署名簿には入れなくてもいいんじゃない

んかな。そういう雛形がなければ、元々の。

○茂木委員 変な話、最悪名前だけ書いてあればそれでいいっていうサインなので、そういうことにはなりますが、一応。

○原口委員 この書類を認めるかとか、署名どうかっていうのも委員会で決めることだと思います。

○金子副委員長 日付がなきゃダメだって委員会で決めたらこう。

○橋本博之委員 今委員会で今決めてるわけなんで。そこで、だから皆さんがあっしゃって、今局長の方から、一番上から全部、もうほんとに署名簿、名前だけにして、表を生かす形で、もう日付は入れない。もう署名、年月日だけでもいいの。むしろ名前だけでもいいのかなっていうところ。年月日もいるのかな。

○原口委員 畑中議員が作った署名簿は個人情報が載りすぎるので、これは公開したった時に大変ですよ。普通は名前だけなんですよ、署名簿っていうのは。署名された人は名簿だけですから。そこをよく、さっき言った署名簿っていうのを理解した上で作った方が私は間違いないと思います。委員長、公開されるんですよ、住所もあるじゃないですか、歳も。いや出さなくちゃいけないよ、生年月日も。だけど、こんなんで住所とか生年月日出して何の得もありませんよ。

茂木委員 今ちょっとざっくり調べてみたんですが、大体のところが、氏名と住所というのが、やはり住所というのは、私たち、一応選ばれてこちらにいるわけですから、住所誰でも、変な話調べればすぐにわかってしまう情報だとは思うんですね。なので、しっかりと自分の確認意思を込めて、氏名と住所を記入するっていうのが一番なのかなと思います。先ほどのその原口委員がおっしゃったように、その生年月日に関しては、確かにまだそれを何かのパスワードにしてる方もいらっしゃるかもしれないですし、そういうことで漏れてる可能性もあると思うので、それはちょっと省いた方がいいかなと思いますが、日付と生年月日を省いた上で、氏名と住所のみで対応すればいいのではないかと思います。

○柿沼委員長 そうしましょう。では、氏名と住所は入れるということでおろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○柿沼委員長 では、委員会として賛否を取りたいと思います。住所と名前で署名簿を作成するということでおろしいでしょうか。賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

○柿沼委員長 では、挙手全員ということで、委員会としてやり直すということでお願いいたします。

今日は長時間にわたり、いつやるんでしたっけ。最終日、再度畠中議員に提出いただいて、それを元にまた進めたいと思います。また署名からまた書き直すっていうところも必要なんで、お願いいいたします。では、以上で。大変ご苦労さまでした。終わります。